

「道路運送車両の保安基準」等の一部改正について

1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、相互承認の推進のため、平成10年に「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用をすすめるとともに、平成11年には「車両等の世界技術規則協定」に加入し、世界技術規則の制定をすすめているところです。

ここで、新たに相互承認（特定の装置について外国政府の認定を受けている場合、我が国において型式指定を受けたものと見なすこと。）を行うために日本が採用を予定している「配光可変型前照灯に係る協定規則（第123号）」の制定案、二輪車等の制動装置に係る世界技術規則の制定案及びそれに伴う「二輪車等に係る制動装置に係る協定規則（第78号）」の改正案並びに日本が既に採用している「方向指示器に係る協定規則（第6号）」その他15規則の改正案の合計18規則の制定案及び改正案が、平成18年11月に開催された両協定の運営委員会である国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）の第140回会合において採択されました。今後、協定に定める規則改正手続きを経て、平成19年6月上旬に当該改正案が発効される予定となっています。

これを受け、「道路運送車両の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号）、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年国土交通省告示第619号）等を改正する必要があります。

2. 改正概要

協定規則の新規採用及び改正の取り入れに伴う、道路運送車両の保安基準等の改正事項は以下のとおりです。

(1) 新規採用事項

① 二輪車等の制動装置に係る基準の改正

「二輪車等の制動装置に係る協定規則（第78号）」の新規採用に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び原動機付自転車に適用します。

【基準概要】

- 常温時制動試験に前後同時制動試験を追加します。
- ABSを装備した車両に対するABS試験は、制動試験は高 μ 路、低 μ 路及び μ ジャンプ試験を行い、定量的な判定を行うこととします。
- その他、テスト前温度、マスターシリンダーリザーバ容量、摩擦材確認、等を新たに規定します。

【適用時期】

- 指定自動車等のうち、新型車：公布の日より24ヶ月後（平成21年6月）

- 指定自動車等のうち、継続生産車：公布の日より 48 ヶ月後（平成 23 年 6 月）
- 指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等：公布の日より 48 ヶ月後（平成 23 年 6 月）

② 配光可変型前照灯に係る基準の導入

「配光可変型前照灯に係る協定規則（第 123 号）」の制定及びそれに伴う新規採用並びにこれに関連する「前照灯洗浄装置に係る協定規則（第 45 号）」及び「灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車に適用します。

【基準概要】

- 適用対象の自動車に備えることができるものとします。
- 前照灯の一つとして、これまでの走行用前照灯、すれ違い用前照灯に加え、「配光可変型前照灯」を新たに設けます。
- 車両前面に配置されるすべての白色の灯火装置について配光可変型前照灯の一部として動作することを認めます。
- 配光可変型前照灯は、以下の配光形態のうち、通常配光形態及び一つ以上のその他の配光形態を有するものとします。また、配光形態の切り替え及び照準調整（形態に応じて配光及び光度を調整することをいいます。）は自動的に行われるものとします。
 - 通常配光形態
他の走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の配光と同じ配光形態であるもの。
 - 市街地用配光形態
通常よりも車両近傍に配光し、照射することにより、市街地等低速走行時の視認性を高める形態であるもの。
 - 高速道路用配光形態
通常よりも車両遠方に配光し、照射することにより、高速道路等高速走行時の視認性を高める形態であるもの。
 - 雨天用配光形態
通常よりも、手前路面に対する照射量を落とし、濡れた路面からの反射光が対向車を幻惑することを抑制する形態であるもの。
- 屈曲配光形態（曲線道路、交差点等を想定して設計され、配光が横方向に変化する形態であるもの。）を備えることができるものとします。
- バルブ（灯火の光源）故障時及び制御信号に故障が検出された場合等にそれを運転者に知らしめるための視覚による警報装置を備えることとします。
- 一定以上の光束（2000 ルーメンス以上）である場合は、前照灯洗浄器を備えることとします。
- 細目告示に関する第 2 節、第 3 節の基準は、第 1 節の基準に適合するものとして道路運送車両法第 75 条の 2 第 1 項に基づく指定を受けた配光

可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯である
こととします。

【適用時期】

- 公布の日より適用します。

(2) 既存採用事項

① 灯火器の可変光度要件の新設

「方向指示器に係る協定規則（第 6 号）」、「車幅灯、尾灯、制動灯及び補助制動灯並びに前部上側端灯及び後部上側端灯に係る協定規則（第 7 号）」、「後部霧灯に係る協定規則（第 38 号）」及び「灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 専ら乗用の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び被牽引自動車に適用します。

【基準概要】

- 適用対象の自動車に備えることができるものとします。
- 周囲照度、霧、降雪、雨、しぶき、ほこり及び発光面の汚れのうち、いずれか一つ以上の影響に反応して、後部方向指示器、尾灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯あるいは後部霧灯の光度を定められた最小光度から最大光度の範囲で変化させることを認めます。
- 細目告示に関する第 2 節、第 3 節の基準は、第 1 節の基準に適合するものとして道路運送車両法第 75 条の 2 第 1 項に基づく指定を受けた灯火装置及び指示装置並びに灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置又はこれに準ずる性能を有する灯火装置及び指示装置並びに灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置であることとします。

【適用時期】

- 公布の日より適用します。

② 乗降口の扉の開放防止装置に係る基準の改正

「乗降口の扉の開放防止装置に係る協定規則（第 11 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20 キロメートル毎時未満の自動車を除く。）に適用します。

【基準概要】

- 乗員が乗降する後面ドアも規制の対象とします。
- スライド式ドアのドアラッチ要件において、扉が完全には閉じていないときの、運転者に対する視覚による警告装置を設けることで中間ラッチのないラッチの取付けも可能とします。
- 側面に備える観音扉式ドア等の条件を緩和し、単独での後部ドアの開放を可能とします。
- 乗員が乗降するすべてのドアにロック装置（鍵）の装備を義務付けます。

- スライド式ドアの試験方法を改正し、判定方法を明確化します。(試験後にドアが車両から分離しないこと→隙間が 100mm 以内であること。)

【適用時期】

- 新規生産車について、平成 24 年 8 月より適用します。

③ 緊急制動信号灯に係る基準の導入

「乗用車の制動装置に係る協定規則（第 13-H 号）」及び「灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 専ら乗用の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び被牽引自動車に適用します。

【基準概要】

- 適用対象の自動車に備えることができるものとします。
- 制動装置からの緊急制動信号を受け、すべての方向指示器又はすべての制動灯を作動させる灯火のことをいいます。
- 点滅周期は $4.0 \pm 1.0\text{Hz}$ （ただし、フィラメントランプにあっては、 $4.0 + 0.0 / - 1.0\text{Hz}$ ）とし、点滅する灯火装置はすべて同期を取ることとします。
- 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満であるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t 以下であるものについては、減速度が 6.0m/s^2 以上となった場合に作動を開始し、その他の自動車にあっては減速度が 5.0m/s^2 以上となった場合に作動を開始することとします。また、作動後、減速度が 2.5m/s^2 に下がるまでに作動を終了することとします。
- 細目告示に関する第 2 節、第 3 節の基準は、道路運送車両法第 75 条の 2 第 1 項に基づく指定を受けた緊急制動信号灯又はこれに準ずる性能を有する緊急制動信号灯であることとします。

【適用時期】

- 指定自動車等及び指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等：公布の日より 36 ヶ月後（平成 22 年 6 月）

④ 座席ベルト取付装置に係る基準の改正

「座席ベルト取付装置に係る協定規則（第 14 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車に適用します。

【基準概要】

- ISOFIX 機構のチャイルドシートを取り付ける装置を装備する貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t 以下のものは、本規則に適合すべき事とします。
- 固定機能付きチャイルドシートの装備義務のない車両に係る、固定機能付きチャイルドシートを乗用車に義務化する改正以前の認可の有効性

を確保します。

【適用時期】

- 平成 24 年 7 月 1 日以降に製作される自動車から適用します。

⑤ 座席ベルトに係る基準の改正

「座席ベルトに係る協定規則（第 16 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車に適用します。

【基準概要】

- 三点式シートベルトの試験方法として、三点式シートベルトの肩ベルトを引っ張り、腰ベルトに 50N の張力が掛かるかを確認する試験は、従来座席を空席状態にして行っていたが、今後は、年少者用補助乗車装置を模擬した器具を取り付けるか、又は、10 歳児を模擬したダミーを用いて試験を行うこととします。

【適用時期】

- 平成 24 年 7 月 1 日以降に製作される自動車から適用します。

⑥ 座席に係る基準の改正

「乗用車の座席に係る協定規則（第 17 号）」及び「大型車の座席に係る協定規則（第 80 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 専ら乗用の用に供する自動車に適用します。

【基準概要】

- 座席取付装置、調整機構、ロック機構及び移動機構の強度試験、移動手荷物等から乗員を保護する装置の試験において、加速式スレッドの導入を認めることとします。

【適用時期】

- 平成 19 年 7 月 1 日以降に製作される自動車から適用します。

⑦ 外部突起に係る基準の改正

「乗用車の外部突起に係る協定規則（第 26 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満であるものに適用します。

【基準概要】

- ボンネットのリアエッジ及びトランクのフロントエッジに、 $R \geq 2.5$ の要件を適用しないことを認めます。

【適用時期】

- 平成 21 年 1 月 1 日から適用します。

⑧ 年少者用補助乗車装置に係る基準の改正

「年少者用補助乗車装置に係る協定規則（第 44 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 年少者用補助乗車装置に適用します。

【基準概要】

- 減速式スレッドの較正方法を改めます。

【適用時期】

- 公布の日より適用します。

⑨ 再帰反射材に係る基準の改正

「再帰反射材に係る協定規則（第 104 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上であるもの、貨物の運送の用に供する自動車及び被牽引自動車であって車両総重量が 750kg を超えるものに装着する再帰反射材に適用します。

【基準概要】

- 防水布等の柔軟な部材に貼付する再帰反射材について柔軟性試験の実施を義務付けます。

【適用時期】

- 公布の日より適用します。

(3) その他

旅客自動車運送事業用自動車等の座席間げきの基準について、明確化を図ります。

【適用対象】

- 乗車定員 11 人以上の自動車、幼児専用車及び乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車に適用します。

【基準概要】

- 座席間げきとして基準を適用する範囲を明確化します。

3. スケジュール

公布：平成 19 年 6 月上旬 予定

施行：平成 19 年 6 月上旬 予定

なお、ECE 規則文書（原文）につきましては別紙 3 に掲げるホームページをご参照ください。

「装置型式指定規則」等の一部改正について

1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、相互承認の推進のため、平成 10 年に「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用をすすめるとともに、平成 11 年には「車両等の世界技術規則協定」に加入し、世界技術規則の制定をすすめているところです。

ここで、新たに相互承認（特定の装置について外国政府の認定を受けている場合、我が国において型式指定を受けたものと見なすこと。）を行うために日本が採用を予定している「配光可変型前照灯に係る協定規則（第 123 号）」の制定案、二輪車等の制動装置に係る世界技術規則の制定案及びそれに伴う「二輪車等に係る制動装置に係る協定規則（第 78 号）」の改正案並びに日本が既に採用している「方向指示器に係る協定規則（第 6 号）」その他 15 規則の改正案の合計 18 規則の制定案及び改正案が、平成 18 年 11 月に開催された両協定の運営委員会である国連欧州経済委員会 (UN/ECE) 自動車基準調和世界フォーラム (WP29) の第 140 回会合において採択されました。今後、協定に定める規則改正手続きを経て、平成 19 年 6 月上旬に当該改正案が発効される予定となっています。

これを受け、上記の改正案のうち、必要な事項を国内に取り入れるため、「装置型式指定規則」（平成 10 年運輸省令第 66 号）等を改正する必要があります。

2. 改正概要

「二輪車等の制動装置に係る協定規則（第 78 号）」及び「配光可変型前照灯に係る協定規則（第 123 号）」の採用に伴う協定に基づく相互承認対象装置としての以下の 2 装置の追加並びに日本が既に採用している「方向指示器に係る協定規則（第 6 号）」その他 15 規則の改正案との整合化のために必要な改正を行います。

- (1) 二輪車等の制動装置（協定規則第 78 号）
- (2) 配光可変型前照灯（協定規則第 123 号）

3. スケジュール

公布：平成 19 年 6 月上旬 予定

施行：平成 19 年 6 月上旬 予定

なお、ECE 規則文書（原文）につきましては別紙 3 に掲げるホームページをご参照ください。